議案第85号

墨田区公共施設整備基金条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和3年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

墨田区公共施設整備基金条例(昭和63年墨田区条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区公共施設等整備基金条例

第1条中「公共施設の整備資金」を「公用又は公共用に供する施設の建設並びに計画的な修繕及び更新に必要な資金」に、「墨田区公共施設整備基金」を「墨田区公共施設等整備基金」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

公共施設等のマネジメントを円滑に推進する観点から、公用又は公共用に供する施設の建設等に必要な資金を計画的に確保し、当該資金を機動的に活用することができるよう、題名を改めるとともに、所要の改正をする必要がある。